



発行 新潟県
第 18 号
 平成25年3月5日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 277 新潟県後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出（市町村課）
- 278 保安林の指定予定（治山課）
- 279 道路の区域変更（道路管理課）
- 280 道路の供用開始（道路管理課）
- 281 道路の区域変更（道路管理課）
- 282 道路の供用開始（道路管理課）
- 283 道路の区域変更（道路管理課）
- 284 道路の供用開始（道路管理課）
- 285 道路の区域変更（道路管理課）
- 286 道路の供用開始（道路管理課）
- 287 道路の区域変更（道路管理課）
- 288 道路の供用開始（道路管理課）
- 289 道路の区域変更（道路管理課）
- 290 道路の供用開始（道路管理課）
- 291 道路の区域変更（道路管理課）
- 292 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

告 示

◎新潟県告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を受理したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 受理年月日
平成25年2月8日
- 2 規約の変更内容
新潟県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を次のように改める。
別表第2備考第3項及び第4項中「及び外国人登録原票」を削る。
- 3 変更の理由
平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人登録原票が閉鎖されたため。
- 4 施行年月日
平成25年4月1日

◎新潟県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区安塚字栗木林 1856、1856 の子、1857 から 1860 まで、1868 の甲、1868 の乙、1907、1914 の丑、1921、1921 の子、1922 から 1926 まで、1947、1949、1950、1950 の子、1951、1953 の 1、1953 の 3、1953 の子、1954、1954 の子、1955 の 1、1955 の 2、1956 の子、1957 の子、1957 の丑、1958、1960、1961、1961 の 1、1961 の 2、1961 の寅、1962 から 1964 まで、1964 の子、1964 の丑、1965、1965 の 1、1965 の 3 から 1965 の 5 まで、1965 の丑、1965 の巳、1965 の午、1966、1966 の子、1967、1968、1968 の子、1969 から 1971 まで、1971 の子、1972 から 1977 まで、字作右エ門畑 1978、1979、1981 の 1、1982、1983、1998 から 2008 まで、2010、2010 の 2、2010 の子、2032、2033、2035、2036、字倉苅門 2037 から 2040 まで、2043、松崎字鳶ケ尾 2173 から 2203 まで、2203 の子、2204 から 2208 まで、2208 の子、2209 から 2227 まで、2200 地先・2202 地先・2203 地先・2205 地先・2208 地先（以上 5 筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 352号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市三島上条字馬場 143 番 1 から 同市三島上条字塩の入164番 1 まで	新	7.6～20.6メートル	188.6メートル
	旧	7.0～10.4メートル	188.9メートル

◎新潟県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 一般国道 352号

2 供用開始の区間

長岡市三島上条字馬場 143 番 1 から同市三島上条字塩の入 164 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成 25 年 3 月 5 日

◎新潟県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市寺泊竹森字野付 1062 番 1 から	新	6.7～17.7メートル	729.6メートル
同市寺泊下曾根字小潟104番1まで	旧	6.5～17.7メートル	729.6メートル

備考 路線の重用

一部区間県道夏戸寺泊停車場線と重用

◎新潟県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊竹森字野付 1062 番 1 から同市寺泊下曾根字小潟 104 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 25 年 3 月 5 日

◎新潟県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市雁島町字河原 800 番から	新	8.3～18.8メートル	403.3メートル
同市雁島町字河原1065番1まで	旧	7.3～18.8メートル	402.4メートル

◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成25年 3 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間
長岡市雁島町字河原800番から同市雁島町字河原1065番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3 月 5 日

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市東川口字前島 1914 番から	新	5.9～6.4メートル	82.9メートル
同市東川口字前島1901番まで	旧	5.9～6.4メートル	82.2メートル

◎新潟県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間
長岡市東川口字前島1914番から同市東川口字前島1901番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3 月 5 日

◎新潟県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長岡見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市百束町字村付 1341 番 1 から	新	12.5～38.5メートル	1,696.0メートル

見附市漆山町字宮田2053番まで	旧	9.1～37.5メートル	1,696.0メートル
------------------	---	--------------	-------------

◎新潟県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市百束町字村付1341番1から見附市漆山町字宮田2053番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月5日

◎新潟県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山越後川口停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市東川口字前島1979番233から	新	9.5～15.4メートル	326.7メートル
同市東川口字清水田693番2まで	旧	5.2～13.2メートル	324.6メートル

◎新潟県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 向山越後川口停車場線
- 2 供用開始の区間
長岡市東川口字前島1979番233から同市東川口字清水田693番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月5日

◎新潟県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字山室字山久2920番3から	新	8.0～13.5メートル	107.8メートル
同市大字石曾根字関根3069番2まで			
	旧	8.0～9.3メートル	107.6メートル

備考 路線の重用
 全区間県道柿崎小国線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字山室字山久2920番3から	新	8.0～13.5メートル	107.8メートル
同市大字石曾根字関根3069番2まで			
	旧	8.0～9.3メートル	107.6メートル

備考 路線の重用
 全区間一般国道252号と重用

◎新潟県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
 柏崎市大字山室字山久2920番3から同市大字石曾根字関根3069番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月5日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 シネマする街千秋通り
 所在地 長岡市千秋2丁目1087番地1
 設置者 ユニー株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成24年10月23日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年3月5日から平成25年4月5日まで